

鳥取県立総合療育センター医事業務に係る公募型プロポーザル実施要領

この実施要領は、鳥取県立総合療育センター医事業務に係る公募型プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）に参加しようとする者が提出する企画提案書等を審査し、受託者を選定する手続きについて必要な事項を定める。

1 業務概要

- (1) 業 務 名 鳥取県立総合療育センター医事業務
- (2) 業務内容 別添1「鳥取県立総合療育センター医事業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり
- (3) 業務目的 鳥取県立総合療育センターの医事業務について、専門知識と経験、実績を有する事業者に委託することによって、患者サービスの向上及び適正な事業収益の確保を図る。
- (4) 業務期間 令和8年4月1日から令和11年3月31日まで
なお、契約締結日から令和8年3月31日までは準備期間とする。
- (5) 業務場所 鳥取県米子市上福原七丁目13番3号 鳥取県立総合療育センター
- (6) 予 算 額 金77,577千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
なお、各年度の委託料上限額は以下のとおりとする。
ア 令和8年度 金25,859千円
イ 令和9年度 金25,859千円
ウ 令和10年度 金25,859千円

2 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項に基づき鳥取県の指定公金事務取扱者に係る指定を受けている者であること。
なお、本プロポーザルに参加を希望する者であって、鳥取県の指定公金事務取扱者に係る指定を受けていない者は、別添2「指定公金事務取扱者指定要件確認依頼書」及び必要な書類を、令和7年12月5日（金）正午までに3の（1）の場所に提出すること。
- (3) 令和6年鳥取県告示第507号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格を有するとともに、その業種区分が「その他の委託等」の「健康診断・医療サービス」に登録されている者であること。
- (4) 令和7年11月28日（金）から同年12月25日（木）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付出第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (5) 令和7年11月28日（金）から同年12月25日（木）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (6) 法人等を設立して5年以上経過している者であること。
- (7) 他の病院施設等において医事業務を3年以上履行した実績があり、かつ、現在も医事業務を継続している者であること。

3 手続き等

- (1) 書類の提出先及び問合せ先
〒683-0004 鳥取県米子市上福原七丁目13番3号
鳥取県立総合療育センター事務部
電 話 0859-38-2155
ファクシミリ 0859-38-2156
電子メール sogoryoikucenter@pref.tottori.lg.jp
- (2) 鳥取県立総合療育センター医事業務に係る公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）等の交付
実施要領等は、令和7年11月28日（金）から同年12月25日（木）までの間にインターネットの鳥取県立総合療育センターホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/sogoryoikucenter/>）

から入手することとする。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び時間

令和7年11月28日（金）から同年12月25日（木）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

イ 交付場所

（1）に同じ

（3）参加の意向

本プロポーザルに参加する意向のある者は、令和7年12月18日（木）までに別添3「参加意向確認書」を（1）の場所に電話連絡の上、ファクシミリ、電子メールのいずれかの方法により提出すること。

（4）質問の受付及び回答

ア 質問の受付

実施要領に係る質問は、令和7年12月8日（月）午後5時15分までに（1）へ電話連絡の上、郵送、ファクシミリ又は電子メールにより提出すること。（様式自由）

イ 回答

アの回答は、令和7年12月12日（金）までにインターネットの鳥取県立総合療育センターホームページ(<https://www.pref.tottori.lg.jp/sogoryoikucenter/>)においてまとめて閲覧に供する。

なお、回答した内容は本実施要領と一体のものとして同等の効力を有するものとする。

4 企画提案書

次の書類の正本1部（副本（コピー可）7部）を提出すること。この場合において、企画提案書の作成及び提出に要する費用は、全て提案者の負担とする。

（1）企画提案書提出書（様式第1号）

（2）指定公金事務取扱者の指定に係る通知の写し又は指定公金事務取扱者要件確認書の写し

（3）鳥取県立総合療育センター医事業務に係る見積書（様式第2号）及び算出方法を記載した書類（様式自由）

ア 見積書に記載する金額は、消費税及び地方消費税の額を含めた金額とする。

イ 見積価格の算出方法については次の項目を記載すること。

（ア）従業員の配置人数と費用の概算

（イ）人件費、直接経費、間接費、運営手数料等の明細

（4）同種業務の実績調書（様式第3号）

実績に係る契約書の写し等を添付すること。

（5）提案書（様式第4号）

ア 提案書は、次の内容について作成すること。

（ア）仕様書に提示する各要件を実現できるか否かについて、「医事業務委託仕様書等への対応一覧」（様式第5号）により提示すること。

（イ）（ア）の内容についての具体的な提案は、次表左欄の①から⑩の項目順に、考え方、実施方法、実施体制等を1枚から数枚程度で記載すること。なお、次表右欄に掲げる必須記載内容については、提案書に必ず記載すること。

提案項目	仕様書 該当番号	提案の必須記載内容
①業務受託実績 ・全国、近隣地区（鳥取県、島根県、岡山県、広島県）の病院施設等における医事業務受託実績 ・100床以上の病床数を有する電子カルテ導入病院における医事業務受託実績		(1) 近隣地区の医事業務受託実績は、経営主体及び病院施設名 (2) 全国の医事業務受託実績は実績数 (3) 100床以上の病床数を有する電子カルテ導入病院での医事業務受託実績数
②総合療育センターの理念等に沿った業務運営	9(1)	(1) 総合療育センターの理念及び機能に対する考え方、対応 (2) 感染症流行下や災害時の対応
③法令等に基づく適正かつ確実な	9(2)	法令等遵守への対応

業務の遂行		
④個人情報の取扱い	9(3)	個人情報保護への対応
⑤患者サービスの向上	9(4)	患者サービス向上に対する考え方、実施方法
⑥総合療育センターの運営及び経営の効率化	9(5)	(1) 患者及び総合療育センターの要望に対する対応 (2) (様式第5号で実施すると記載した場合) 経営改善に資する提案 (仕様書 9(5)ウ及びエ) への対応
	9(6)	(1) 業務内容・システムの変更、業務時間の延長への対応 (2) 誤りの発生防止、再発防止への対策
⑦日々の業務への対応 ・医療計算受付業務 ・診療報酬請求事務 ・窓口業務、システム・文書管理業務	10-1 10-2 10-3	各業務共通 (1) 迅速で的確な業務遂行のための方策 (2) 誤りの発生防止、再発防止への対策 (3) 業務効率化への対応
⑧業務体制	11	(1) 業務実施体制 (配置人数、雇用形態) (2) 業務責任者の資格、能力、経験 (3) 業務従事者の資格、能力、経験 (4) 教育、研修の実施 (5) 統括責任者の配置 (6) 業務責任者及び業務従事者の健康管理等への対応 (7) 隣接地域での他施設の受託の有無及び職員応援態勢
⑨業務引継ぎ	14	(1) 業務開始前の引継ぎ (現受託者以外) への対応 (2) 業務終了時の引継ぎへの対応
⑩その他の独自提案		提案項目①～⑨以外の提案があれば記載すること。

イ 様式第5号で必須項目としているものについて、適合しないものがある提案は、以後の評価を行わない場合がある。これについては、その項目の重要性や提案の内容を総合的に勘案して判断するものとする。したがって、様式第5号の全ての項目について実現するか否かを漏れなく記載すること。

また、上記ア(イ)の提案は、考え方、実施方法、実施体制等を具体的に提案すること。

ウ 用紙はA4版とし、記載形式は自由とする。

エ 提案書は、簡潔に分かりやすく記載すること。また、図表等の資料を示すとともに、具体的な数値を示すことができるものは数値を記載すること。

オ 提案書にはページ番号を付すこと。

(6) 個人情報の管理に係る申告書 (様式第6号)

過去2年間に受託業務における個人情報の漏えい等の有無及び有の場合は、その事案の概要について記載すること。

(7) 提案者の団体形態、運営状況等を説明する書類 (様式自由)

(8) 定款

(9) 企画提案書に係る当該法人等の責任者、連絡担当者名及び連絡先 (電話番号、ファクシミリ番号、メールアドレス等)

5 企画提案書の提出

(1) 提出方法

持参又は送付の方法により提出すること。ただし、送付による場合は、書留郵便 (親展と明記すること。) 又は民間事業者による信書の送達に関する法律 (平成14年法律第99号) 第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの (親展と明記すること。) によ

ること。

(2) 提出場所

3 (1) に同じ

(3) 提出期間及び時間

令和 7 年 11 月 28 日 (金) から同年 12 月 25 日 (木) までの日 (日曜日及び土曜日を除く。) の午後 5 時 15 分までとし、送付による場合は、同月 25 日 (木) 午後 5 時 15 分までに必着とする。

(4) 辞退の場合

企画提案書等提出後、辞退する場合は、辞退届 (様式自由) を上記 (2) あてに提出すること。

6 審査会の設置

(1) 企画提案書を募集し、提案内容を評価するため「鳥取県立総合療育センター医事業務委託業者選定プロポーザル審査会 (以下「審査会」という。)」を設置する。

(2) 審査会は、次の各号に掲げる事項を審議し、最優秀提案者は、企画提案書及びプレゼンテーションにより審査し、決定するものとする。

ア 仕様書、評価基準等

イ 最優秀提案者

(3) 審査会には会長及び委員を置き、次のとおりとする。

ア 委員は 4 名とする。

イ 会長は委員の互選により定める。

7 プレゼンテーションの実施及び審査結果の通知

(1) プレゼンテーション

最優秀提案者の選定に当たっては、参加資格等を審査した後、プレゼンテーションにより審査を行う。なお、プレゼンテーションの日時 (令和 8 年 1 月 20 日予定)、場所、実施方法等は、提案者に別途通知する。

プレゼンテーションは、1 者 30 分以内 (プレゼンテーション 20 分、質疑 10 分) とする。

(2) 選定方法

審査会において、別添 4「評価要領」に定める評価基準により採点し、最も高得点を得た者を最優秀提案者として選定する。なお、同点の者が複数存在する場合は、審査会の協議によって最優秀提案者を決定する。

また、最優秀提案者以外の者についても総合得点順に順位付けを行う。

(3) 審査結果の通知、公表

提案者には審査結果を文書にて通知することとし、インターネットの鳥取県立総合療育センターホームページ (<https://www.pref.tottori.lg.jp/sogoryoikucenter/>) でも公表する。

なお、審査結果の公表は、提案者に審査結果を文書で通知した日以降とする。

8 契約に関する条項

(1) 契約の締結

ア 最優秀提案者として選定された者と契約締結の協議を行い、見積書を徴して契約を締結する。

この協議には、企画提案書の趣旨を逸脱しない範囲内での内容の変更の協議も含む。協議が不調のときは、7 (2) により順位付けられた点数の上位の者から順に契約の締結の協議を行う。

イ 4 の企画提案書の一部又は全部を契約書の添付書類とする場合がある。

(2) 契約の解除

契約の相手方 (以下「受託者」という。) が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨契約書に記載するものとする。

なお、受託者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に鳥取県が契約を解除するときは、受託者は違約金として契約金額の 10 分の 1 に相当する金額を鳥取県に支払わなければならない。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成 3 年法律第 77 号) 第 2 条第 2 号に規定する暴力団 (以下「暴力団」という。) 又は暴力団の構成員 (以下「暴力団員」という。) であると認められるとき。

イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

- (ア) 暴力団員を役員等（受託者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、受託者が任意の団体にあってはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含む。以下同じ。）とすること、その他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。
- (イ) 暴力団員を雇用すること。
- (ウ) 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。
- (エ) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。
- (オ) 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。
- (カ) 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。
- (キ) 暴力団若しくは暴力団員であること又は（ア）から（カ）までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

9 留意点

- (1) 募集内容に対する承諾
提案者は、書類の提出をもって本実施要領の記載内容及び条件等を承諾したものとみなす。
- (2) 企画提案書の変更
提出された企画提案書の変更は、誤字・脱字の修正以外はできないものとする。
- (3) 書類の追加提出等
総合療育センターが必要と認めた場合は、書類の追加提出を求める場合がある。
また、企画提案書に疑義がある場合は、提案者へ直接メール又はファクシミリにて照会する。
- (4) 企画提案書の無効要件
次のいずれかに該当する場合は、原則として当該企画提案書は無効とする。
 - ア 提出期限を過ぎてから提出のあった企画提案書
 - イ 虚偽の記載があった企画提案書
 - ウ 本実施要領に違反すると認められた企画提案書
- (5) 参加費用
本プロポーザルへの参加に要する一切の費用は、提案者の負担とする。
- (6) 著作権の取扱い
 - ア 最優秀提案者に選定された者の企画提案書に係る著作権の帰属については、契約時に取り交わす契約書により定めるものとする。ただし、契約締結前にあっては提案者に帰属するものとする。
 - イ 最優秀提案者に選定されなかった者の企画提案書に係る著作権は、提案者に帰属するものとする。
 - ウ 総合療育センターは提案者に対して、企画提案書に係る著作権の使用に係る一切の対価を支払わないものとする。
- (7) 企画提案書の取扱い
 - ア 提出された書類は原則として返却しない。
 - イ 提出された書類は鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）第2条第2項に規定する公文書に該当し、開示請求の対象となることがある。
 - ウ 提出された書類は提案者に無断でこのプロポーザル以外の用途には使用しない。
- (8) 提案者の失格
審査会委員に対し、事前に働きかけ等を行った者については失格とする。

10 全体スケジュール

契約の締結に至るまでの手続き及び時期は以下のとおりとする。

- (1) 調達公告 令和7年11月28日
- (2) 指定公金事務取扱者指定要件確認依頼書提出期限 令和7年12月5日正午
- (3) 質問期限 令和7年12月8日
- (4) 参加意向確認書提出期限 令和7年12月18日
- (5) 企画提案書提出期限 令和7年12月25日
- (6) 審査会の開催（最優秀提案候補者の決定） 令和8年1月20日予定
- (7) 審査結果の通知 令和8年1月下旬
- (8) 見積書の提出 令和8年2月上旬
- (9) 契約締結 令和8年2月下旬